

横浜市行政不服審査会答申
(第110号)

令和4年1月18日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、司法書士である審査請求人が、依頼者から受任した事務に関する業務を遂行するために法務局にこれを提出する必要があるとして、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第2項に基づき、令和3年3月8日付けで依頼者以外の者の住民票の世帯全員の写しの交付請求（以下「本件交付請求」という。）をしたところ、都筑区長（以下「処分庁」という。）が、本件交付請求について住民票の世帯全員の記載が必要となる理由が不明であるとして、行政証明不交付処分（令和3年3月26日付け。以下「本件処分」という。）をしたため、審査請求人が、本件処分は違法であるとして、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 法第12条の3第2項該当性関係

法第12条の3第2項に基づく特定事務受任者からの交付請求に際しては、依頼者に係る理由を示せばそれで足り、それ以上に請求に係る者についての理由は必要とされていない。市町村長の権限で、世帯全員の写しの請求を一部（抄本）に代えることは、国民の権利を制限することとなり法律の規定が必要であるところ、法に係る規定はない。住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事局長等通知によるもの。以下「本件事務処理要領」という。）第2-4-(4)にも、「依頼者に係る」利用目的を記載するとあるが、請求対象者に係る利用目的や請求対象者の住民票に記載のある全員に係る利用目的を記載することを求める記述はない。世帯全員の写しの請求を市町村長の権限で一部に代えることが可能とする記述もない。

また、同項の「相当と認めるとき」とは、救済処置を可能とするための規定であって、法第12条の3第1項第1号及び第2号の要件に、要件を加重できる規定ではない。「相当と認めるとき」の要件を用いて全員に係る利用目的を聞くことを法は認めておらず違法無効である。

(2) 理由付記違反関係

処分庁の処分理由には、交付できない理由が法第12条の3第2項及び第4項の要件のどの部分にどのようにかかわってくるかの記述がない。

4 処分庁の主張の要旨

法第 12 条の 3 第 2 項に基づく特定事務受任者からの交付請求に際しては、その利用の目的を明らかにしなければならないところ、本件事務処理要領は、その第 2-4-(3)-①-ア-(ア)-D (特定事務受任者からの交付請求について、同(4)-②-ア-(ア)、同(3)-②-ア-(ア)参照)において、その利用の目的の記載は、抽象的な記載ではなく、住民票の世帯全員の写しをどのような目的で利用するか明らかにすることを求めている。

また、「個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る留意事項について(平成 17 年 2 月 24 日総行市第 192 号総務省自治行政局市町村課長通知)」2(1)(住民票の写しの交付については、3(1)参照)にも、「利用の目的が具体的に特定されていない場合は(省略)請求を拒むことができる」とある。

本件交付請求に係る交付請求書の記載からでは、本件交付請求に係る住民票の世帯全員の記載を必要とする理由が明らかでなく、処分庁から審査請求人に住民票の世帯全員の写しを必要とする理由を照会したが、審査請求人からはその回答がなかった。

よって、本件交付請求は、法第 12 条の 3 第 2 項に基づく相当な申出と認められないため本件処分を行ったものであり、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法の規定

ア 法第 12 条の 3 第 1 項は、「市町村長は、前 2 条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(※)…のみが表示されたもの…が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し…を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前 2 号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」と規定する。

※基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等

イ 法第 12 条の 3 第 2 項は、「市町村長は、…特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号 (※) に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し…が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し…を交付することができる。」と規定する。

※同項とは、前項のこと。

ウ 法第 12 条の 3 第 3 項は、「…「特定事務受任者」とは、…司法書士 (司法書士法人を含む。)、…をいう。」と規定する。

エ 法第 12 条の 3 第 4 項は、「第 1 項又は第 2 項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者…の氏名及び住所…

二 現に申出の任に当たっている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、当該申出の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所

四 第 1 項に規定する住民票の写し…の利用の目的

五 第 2 項の申出の場合にあつては、前項に規定する特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称…

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と規定する。

(2) 法第 12 条の 3 第 2 項該当性関係

法第 12 条の 3 は、本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求について、当該交付請求者について同条第 1 項各号に掲げる者に該当する必要があることを求めている。このことは、かかる本人等以外の者から委任を受けた特定事務受任者からの交付請求についても同様である (同条第 2 項)。そして、同条第 4 項第 4 号は、かかる必要性を明らかにするため、交付請求者に対し、交付請求に際して、その請求に係る住民票の写しの利用の目的をも明らかにすることを求めている。

これらの規定の趣旨は、行政証明の交付を受けることが国民の権利に基づくものであることを前提に、本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求の場合には、それによって請求対象者のプライバシーその他の権利が侵害されることとなることから、交付請求者に利用の目的を明らかにさせることによって、交付を行う行政庁において、交付請求者の行政証明を求める必要性と請求対象者のプライバシーその他の権利の保護との調整を図ることを目的としたものと解釈される。

そして、とある行政証明に記載された個人情報が特定の交付請求の請求対象者本人のものであるか、その請求対象者以外の家族・同居人その他の者のものであるかによって、その要保護性が変わるものではない（むしろ、請求対象者以外の者のプライバシーその他の権利こそより保護に値すると考える考え方もできるところである。）ことからすれば、上記行政証明の交付を受けるとする国民の権利との調整において配慮されるべきプライバシーその他の権利とは、当該交付請求に係る請求対象者本人のみならず、交付請求の対象となった行政証明に記載されることとなる全ての者のそれを含むと考えるべきである。

以上からすれば、本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求の場合に、求められる必要性とは、交付請求者が求める住民票に記載された者全ての権利侵害を許容する必要性、すなわち、住民票の世帯全員の写しを求める場合には、その全員についての必要性であると考えられるべきであって、これに加え、我が国の現在の住民票交付の窓口業務において住民票の世帯全員の写しの交付だけでなく、一部の者のみを記載した写し（抄本）の交付を行うことが可能であり、かつ、これを求めることについて交付請求者に格別の負荷が生ずると認められないことを考えれば、特定事務受任者から住民票の世帯全員の写しの交付請求を受けた行政庁において、当該住民票に記載された世帯全員との関係において利用の目的を具体的に明らかにするように求め、これが明らかにされない場合には、法第 12 条の 3 第 2 項及び第 1 項各号の必要性が明らかにされていないとして当該交付請求に対し不交付の決定を行うことができるかと解すべきである。

これを本件について見るに、本件交付請求に係る交付請求書の記載からでは、請求対象者のみの抄本では足りず、世帯全員の写しを必要とする理由が明らかになっていないと認められ、かつ、審査請求人は、当該理由の補充を求める処分庁からの問い合わせに対し、これを回答していないことから、本件交付請求は、法第 12 条の 3 第 2 項及び第 1 項各号の必要性が明らかになっていないものと認められる。

したがって、本件交付請求についてこれを不交付とした本件処分は、結論において、違法ないし不当とは認められない。

(3) 理由付記違反関係

本件処分の通知書の記載からは、処分庁において本件交付請求が法第 12 条の 3 第 2 項の規定に照らして交付請求としての相当性が認められないと判断したことが読み取れるから、交付請求等の根拠となる規定の要件のいかなる点で充たされていないかは明らかである。

したがって、法第 32 条の規定により本件処分について行政手続法（平成

5年法律第88号)第2章及び第3章の適用を除外されていることを置くとしても、本件処分に係る理由付記を違法ないし不当として本件処分を取り消すべき理由はない。

(4) 結語

以上から、本件処分は適法かつ妥当なものである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年7月20日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年8月10日	・ 弁明書等の受理
令和3年8月13日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年9月6日	・ 反論書等の提出再依頼
令和3年10月8日	・ 反論書等の受理
令和3年11月9日	・ 反論書の送付
令和3年12月10日	・ 審理手続の終結
令和3年12月16日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年12月21日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年1月18日	・ 調査審議